

文 教 福 祉 常 任 委 員 会

平成 2 2 年 6 月 2 3 日（水曜日）

文 教 福 祉 常 任 委 員 会

平成 2 2 年 6 月 2 3 日（水曜日）

付議事件

《付託議案》

議案第 1 号 平成 2 2 年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項

議案第 8 号 千葉県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

議案第 1 1 号 専決処分の承認について（平成 2 1 年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算）

《付託請願》

請願第 1 号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択を求める請願

請願第 2 号 「国における平成 2 3（2011）年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願

《付託陳情》

陳情第 5 号 子ども手当の廃止を求める意見書の提出に関する陳情

出席委員（8 名）

委員長	向 後 悦 世	副委員長	林 七 巳
委員	林 一 哉	委員	嶋 田 茂 樹
委員	佐久間 茂 樹	委員	木 内 欽 市
委員	景 山 岩三郎	委員	伊 藤 房 代

欠席委員（なし）

委員外出席者（2 名）

議 員	日 下 昭 治	議 員	飯 嶋 正 利
-----	---------	-----	---------

（請願紹介議員）

説明のため出席した者（２８名）

教 育 長	多 田 哲 雄	環 境 課 長	浪 川 敏 夫
保険年金課長	花 香 寛 源	健康管理課長	石 毛 健 一
社会福祉課長	在 田 豊	子 育 て 支 援 課 長	林 芳 枝
高 齢 者 福 祉 課 長	渡 辺 輝 明	病院事務部長	渡 辺 清 一
庶 務 課 長	加 瀬 寿 一	学校教育課長	平 野 一 男
生涯学習課長	野 口 國 男	国体推進室長	高 野 晃 雄
病院事務次長	石 鍋 秀 和	病院経理課長	鈴 木 清 武
病院契約室長	奴 賀 政 志	病 院 再 整 備 室 長	鎧 木 友 孝
そ の 他 担 当 員	１２名		

事務局職員出席者

事 務 局 長	堀 江 通 洋	事 務 局 次 長	向 後 嘉 弘
主 査	穴 澤 昭 和		

開会 午前 10 時 0 分

○委員長（向後悦世） おはようございます。

大変お忙しい中、文教福祉常任委員会にご参集いただきましてご苦労さまでございます。

梅雨の最中で天候も変わりやすく、大変お忙しいことでもありますが、あすは参議院選挙の告示でもあり、旭市民の皆さんの市政への関心も高まる中での委員会であります。本委員会に付託されました3議案と請願2件、陳情1件について慎重なる審査をよろしくお願い申し上げます。

ここで、委員会を開会する前に、あらかじめご了承願います。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

ただいまの出席委員は8名、委員会は成立いたしました。

それでは、文教福祉常任委員会を開会いたします。

なお、飯嶋正利議員、日下昭治議員より本委員会の傍聴をしたいとの旨の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご了解お願い申し上げます。

また、市民より傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしましたので、併せてご了解をお願いいたします。

しばらく休憩いたします。委員の皆さんはそのまま自席でお待ちください。

休憩 午前 10 時 2 分

（傍聴者入室）

再開 午前 10 時 2 分

○委員長（向後悦世） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案等説明のため、教育長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、埴田教育長よりごあいさつをお願いいたします。

○教育長（埴田哲雄） おはようございます。

文教福祉常任委員会の開催に当たりまして、執行部各課を代表し、ごあいさつを申し上げます。

委員の皆様方には、日ごろ多方面にわたりご指導とご支援を賜り、誠にありがとうございます。
ます。心より御礼を申し上げます。

さて、本日は、議会より付託されました3議案、議案第1号中の所管事項、議案第8号、
議案第11号と請願第1号、請願第2号、陳情第5号についてのご審議をお願いすることにな
っております。質問には簡潔に答弁するよう努めますので、よろしくご審議のほどお願い申
し上げます。

○委員長（向後悦世） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（向後悦世） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る6月15日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第1号、平
成22年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第8
号、千葉県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県後期高
齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、議案第11号、専決
処分の承認についての3議案であります。

初めに、議案第1号中の所管事項について、担当課より補足して説明がありましたら願
いいたします。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） それでは、議案第1号、平成22年度旭市一般会計補正予算（第
1号）につきまして、社会福祉課が関係する部分のご説明を申し上げます。

まず、歳出からご説明をさせていただきますので、補正予算書の8ページをお願いしたい
と思います。

一番下の欄になりますが、3款民生費、1項2目障害者福祉費、説明欄1、地域生活支援
事業の相談支援事業委託料450万円の増額補正についてご説明を申し上げます。

現在、発達障害を持つ児童への支援のために、旭市をはじめ東総地区の4市4町において、
香取海匠療育システムづくり検討会を組織しまして、障害を持つお子さんの保護者等からの
相談支援事業を市内の事業所へ委託実施しております。

このたびの補正につきましては、相談支援だけでなく、医療、保健、保育、教育、福祉な

ど関係機関との連絡調整や連携体制を構築しながら総合的に支援を行っていくために、障害のある子どもさんの療育に特化した療育支援コーディネーターを配置するための委託事業費450万円を増額補正するものでございます。

本事業につきましては、平成22年度に県の新規のモデル事業として打ち出されました事業を受託するというところでございます。この事業が香取海匠地域の児童の療育支援につなげられるものと考えまして、本検討会で受託実施をすることになったものでございます。

この事業につきましては、県補助10分の10の事業でございます。

本事業につきましては、本来4市4町それぞれが負担割合によって予算化すべきところでございますけれども、年度途中で早急に事業展開していくために、従前から本検討会の取りまとめの幹事役として本市が当たっておりました関係から、22年度に限って、4市4町を代表しまして本市が事業費歳入歳出の全額を予算化するものでございます。

続きまして、歳入のほうをご説明申し上げますが、7ページをお願いしたいと思います。

ただいま申し上げました事業、10分の10の450万円、これを14款県支出金、2項2目1節社会福祉費県補助金、説明欄1の療育支援コーディネーター配置モデル事業費補助金として計上をさせていただきました。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） 環境課長。

○環境課長（浪川敏夫） それでは、環境課所管の予算補正についてご説明申し上げます。

補正予算書の9ページをお開き願いたいと存じます。

9ページ、4款1項4目環境衛生費の19節負担金補助及び交付金670万3,000円の追加は、東総地区広域市町村圏事務組合への負担金で、組合において事務組織の変更をし、職員5名から成る施設整備課を銚子市役所内に設置したことに伴うものでございます。内訳は、2名の人員増等によるものが1,822万5,000円、備品購入費、公用車借上料等で32万8,000円、銚子市役所庁舎管理費負担金26万5,000円の合わせて1,881万8,000円となりまして、これに本市の負担割合を乗じて得た額でございます。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） 担当課の説明は終わりました。

議案第1号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、議案第1号の質疑を終わります。

続いて、議案第 8 号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

保険年金課長。

- 保険年金課長（花香寛源） それでは、議案第 8 号につきましては、本会議で補足説明を申し上げましたが、平成22年 3 月23日に印旛村、本埜村が印西市に編入されたことに伴い、広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び広域連合の議会の議員定数を改正するもので、お手元に資料、新旧対照表があると思いますが、その16ページをご覧になっていただきたいと思います。いずれにしましても、広域連合の規約の一部改正でありまして、7 条中の下線部分で議員定数を現行の56人から54人とするものであります。よろしくお願いします。

以上でございます。

- 委員長（向後悦世） 担当課の説明は終わりました。

議案第 8 号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

- 委員長（向後悦世） 特にないようですので、議案第 8 号の質疑を終わります。

続いて、議案第11号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

保険年金課長。

- 保険年金課長（花香寛源） 議案第11号につきましても、本会議で補足説明申し上げましたが、国庫支出金を7,000万円の減額、歳入不足を行うため財政調整基金を7,000万円増額しました国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）につきまして、急を要し専決処分したものであります。よろしくお願いいたしますと思います。

- 委員長（向後悦世） 担当課の説明は終わりました。

議案第11号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

- 委員長（向後悦世） 特にないようですので、議案第11号の質疑を終わります。

以上で、付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

- 委員長（向後悦世） これより討論を省略して、議案を採決いたします。

議案第 1 号、平成22年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項に

ついて、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

- 委員長(向後悦世) 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第8号、千葉県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

- 委員長(向後悦世) 全員賛成。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第11号、専決処分の承認について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

- 委員長(向後悦世) 全員賛成。

よって、議案第11号は承認することに決しました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長(向後悦世) 異議がないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

- 委員長(向後悦世) 次に、所管事項の報告に入ります。

報告のある所管課は随時報告してください。

保険年金課長。

- 保険年金課長(花香寛源) それでは、保険年金課から滝郷診療所につきましてご報告いたします。

皆様の机の上に資料、滝郷診療所のあり方に関する検討委員会設置要綱が配布されている

と思います。滝郷診療所のあり方に関する検討委員会を設置したもので、第1、設置については、滝郷診療所の今後のあり方について検討するということで設置しております。

所掌事項につきましては、1、2、3、4、書いてあるとおり、滝郷診療所の役割、機能、運営、そのほか必要な事項というふうに定めております。

委員の構成でございますけれども、第3の中で2、3で、委員長は、国民健康保険運営協議会の会長、副委員長は、国民健康保険運営協議会の被保険者代表のうちで委員長が指名する者となっております。なお、滝郷診療所につきましては、ご承知のとおり、国民健康保険直営施設ということからでございます。

それとあと委員につきましては、4に記載のとおり、旭市医師会の推薦する者、旭市区長会長、海上地区区長会長、清滝地区区長、海上地区地域審議会の会長、滝郷小学校PTAの会長、以上8名と要綱では定めたものでありまして、実際に検討委員会でございますけれども、5月31日に第1回目の会議を開催し、市長から委員の委嘱、それから諮問を行ったものでありまして、その委員関係でございますけれども、実は滝郷小学校PTA会長につきましては、自分の仕事の都合で辞退されてありまして、委嘱の関係は7名ということになっております。

あと、今までの検討でございますけれども、5月31日、最初の会議を開きまして、今申したとおり、委嘱と市長からの諮問、それから、私のほうから、診療所の沿革と申しますか、診療所の歩み、それから決算の状況、診療所の状況、経営の状況等の資料を提示したものでございます。2回目につきましては、6月16日に開催いたしまして、現地の視察を行ったものです。あと、7月以降、月1回か2回程度の開催を予定しているところでございます。

今後、よく検討しながら進めていきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） ありがとうございます。

庶務課長。

○庶務課長（加瀬寿一） それでは、庶務課のほうから、学校施設の整備の状況、いずれも改築事業を進めております4校、中央小学校北校舎、矢指小学校校舎、第一中学校屋内運動場、飯岡中学校につきまして説明させていただきます。

なお、資料につきましては、矢指小学校の図面が上から1枚、2枚とあります。それと一中の屋内運動場、これが3枚目からとなっております。よろしくお願いいたします。

まず最初に、中央小学校の北校舎の改築事業でございますが、この事業につきましては、

本年度末の完成を目指して現在工事が進んでおります。6月現在の工事の進捗状況は、全体でおおよそ45%強となっております。

なお、工事につきましては、本体工事は阿部建設、機械設備につきましては石川商会住宅機材部、電気設備は鈴木電設がそれぞれ施工しております。

次に、矢指小学校校舎の改築事業でございます。これが、資料を添付してございます一番上が配置図になっております。2枚目が平面図、このような資料になっております。

矢指小学校校舎の改築事業に係る開発行為は、5月末に申請をしております。現在は県の関係課において審査中でございます。今後の予定でございますが、開発行為の許可後に建築確認申請手続き及び工事発注の事務手続きを経まして、10月ごろの着工を目指しております。校舎の、新校舎ですが、完成予定としては、来年度の8月ごろを見込んで事業を進めております。

校舎でございますが、概要といたしまして、構造は鉄筋コンクリート造り平屋建てでございます。床面積が3,505.05平方メートル、平屋で、図面、ちょっと見づらいですが、A棟、B棟と2つの棟に分かれておりまして、A棟が、図面でいきますと上の部分、1,648.37平方メートル、B棟が1,856.68平方メートルとなっております。

次に、第一中学校の屋内運動場改築事業でございます。図面添付資料の3枚目になります。

3枚目の図面、これが配置図になっておりまして、この図面で見ますと右上のほう、ちょっと太い線になっておりますが、現在の体育館のある位置、若干それを北側へ持ってきたといいいましょ、そんな位置関係でございます。この建設位置は、既存の現在の屋内運動場の位置を基本としております。学校と十分協議の結果、今後の利便性を考慮いたしまして、現在位置より北側へ建設することで、体育館前の空いたスペースを来客者用の駐車場、これ47台駐車できます。そして整備する計画としております。

進捗状況でございますが、屋内運動場の解体工事は、自転車置き場の解体も含めまして発注済みでございます。本体工事は現在、確認申請の手続き中であり、早期発注を目指しております。

全体の概要でございますが、構造が鉄筋コンクリート造り2階建て一部鉄骨造り、床面積は1,807.19平方メートルです。

全体の4枚目の図面が、これは1階部分の平面図でございます。アリーナ面積は、縦30メートル、横37メートル、面積は1,110平方メートル。ほかにはステージや会議室がございます。

その下、最後の図面が2階の図面となっております。2階にはメンテナンス用のギャラリーやトレーニング室を設けてございます。

以上、一中の関係でございます。

最後に、飯岡中学校の改築事業でございますが、飯岡中学校につきましては、一般質問等でもお話ししたとおり、土地改良事業の進捗状況と合わせての事業計画となっております。そのため、関係各課及び関係機関ともこれからも十分な協議を行いながら、可能な限り早期に建築できるように進めていく予定でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（向後悦世） 国体推進室長。

○国体推進室長（高野晃雄） 国体推進室より、国体の開催準備状況についてご説明申し上げます。

本日で、旭市での卓球競技会開催まであと残すところ99日となりました。実行委員会のほうでは、競技実施団体であります県の卓球連盟と連携しながら、現在、準備作業のほうを進めているところでございます。

その中で啓発関係についてであります。啓発関係につきましては、炬火関係のものをやっております。炬火につきましては、5月16日の東部5市の体育大会におきまして、炬火の採火及び点火を行っております。この炬火につきましては、8月31日の千葉県選手団の結団式に併せまして千葉市で集火し、国体の総合開会式で使用されますが、それまでの間、旭市では、市内のイベントで炬火を活用することとして今進めております。

今までに旭市小学校の運動会並びに東総地区の中学校のソフトボール大会の開会式で炬火を使っておりますが、今後、実行委員会で、総会でご承認いただきましたとおり、8月6日の旭市七夕市民まつりで炬火リレーを実施すべく、今現在準備を進めております。リレーのほうは、警備の関係もございまして、七夕まつりのミス七夕のパレードですか、あのパレードに併せまして、銀座通りを中心に炬火を行うということで、小学生の部、それから中学生の部、一般の部ということで、小学生、中学生については、今、関係団体から選手の推薦をいただいております。一般の部につきましては、公募をするということで、今、広報や国体の啓発紙「卓ックル」で今後募集を行っていく予定でございます。議員さん方につきましても、もし時間がありましたらリレーのほうをご覧いただければと思っております。

続きまして、これからの予定でありますけれども、千葉県の国体の予選会、今月の26日から2日間、千葉県民体育大会第2部が開催されますが、これは青少年の部の国体の予選会と

して開催されるもので、この予選会の出場選手の中に旭市から中学生が2名入っております。一中の生徒ですけれども、この2名の生徒は県大会で優勝するなど非常に成績もよく、我々実施本部としまして、この選手のうち1名でも2名でも国体のほうに出場していただければ、旭市で非常に市民の皆さんの関心が高まり、国体が盛り上がるものかということで期待しております。

これから選手のほう、各県で予選会等、続々と行われてまいりますけれども、この出場のチームや選手のほうの情報につきましては、これからは国体のほうのホームページや、また国体の「卓ックル」広報紙で市民の皆さん方にお伝えしながら、国体の開催機運を盛り上げていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（向後悦世） 病院経理課長。

○病院経理課長（鈴木清武） それでは、病院のほうから報告としましては3点ほどございます。

まず第1点は、平成21年度の決算見込額なんですが、これが4億5,400万円となる予定でございます。昨年の利益3億9,900万円と比較しますと、5,500万円ほど増加する見込みでございます。

第2点としまして、7対1看護基準については、当初、平成23年度から実施するという予定でございました。21年度に看護師等の前倒し採用等を実施した結果、本年6月1日に申請を行い、許可を受けております。

続きまして、第3点としまして、継続事業である新本館建設工事ですが、現在、8階部分の躯体工事を実施しておりまして、工事は順調に進んでおります。本年9月には12階部分の躯体工事が終了する見込みでございます。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） それでは、所管事項の報告でございますが、何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

景山委員。

○委員（景山岩三郎） ご苦労さまです。

庶務課長、ひとつよろしくどうぞ。

3月と6月に向後委員長より、飯岡中学校の問題で、安心・安全で環境のよい所で教鞭をとってもらいたいと立派な質問があったんですけれども、その中で、元の飯岡町時代、平成

15年に基本設計、17年に実施設計をしてあるわけなんですけれども、そのあれは今でも使えるんですか。

それ1点と、実はきのう、小学校のほうを何校かちょっといろいろな用があって行って見えたんですけれども、先生方が、テレビどうもありがとうと言うんですよ。それは各学校全部入っているのか、予算はどのくらいなのか、ちょっと教えてもらいたいと思います。

以上です。

○委員長（向後悦世） 景山委員の質疑に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（加瀬寿一） それでは、お答えいたします。

まず、最初の件、実施設計書を使えるか使えないかとのお話ですが、まずはそれを具体的に使う使わないの話は別としていただきまして、平成19年に、姉齒問題でしょうか、建築基準法が大幅に変わっております。そんな関係で、その建築基準法の中で新構造基準というものが示されたそうです。これによりますと、従来とその構造基準の計算の仕方、見方、全く違うものということございまして、構造計算につきましてはとにかく一から見直さないと、その前の設計というものは使えないということございまして、この建築基準法の大幅な変更がございましたので、これは使えないものというふうに私のほうも判断しております。この部分につきましては、その専門家といいますが、設計士のほうにもちょっと確認をしてみました、前に。よろしいでしょうか。

次に、テレビにつきましては、各学校の教室に昨年度、21年度事業ですべて配置されております。52インチのテレビでございます。それで、予算というお話でしたが、実際もう全部入っておりますので、実績でいきますと全体では205台入っております。この部分の中に、庶務課じゃなくて企画課の予算で対応したものもございます。私のほうの予算で対応したのは、トータル190台になっております。結果といたしまして、その205台の契約額でいきますと、4,008万5,850円でございます。庶務課分の決算額になりましょうか、190台、3,715万3,200円、すべてもう入っておりますので、4月から学校のほうで、ふだんの学習にパソコンとつないだり使ってくれているというお話を伺っております。

以上です。

○委員長（向後悦世） 景山委員。

○委員（景山岩三郎） 教育長、大変お金かけて設備したわけですから、これからも子どもらによい活用方法をとって頑張ってください。お願いいたします。答えはいいです。

○委員長（向後悦世） 何かほかにお尋ねしたい点はありませんか。

林委員。

○委員（林 七巳） 病院のほうに一・二点お聞かせいただきたいんですが、同僚議員が、売店の問題と、それから一部市民の方に、院外処方が入るのではないかとということを聞かれたので、その点2点について聞きたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（向後悦世） 病院事務部長。

○病院事務部長（渡辺清一） 売店につきましては、本会議でもお答えしましたけれども、現在、新棟の中に、1階に一応スペースを設ける予定にしております、一応、母子福祉会のほうに、これからどういう形で運営をしていくお考えなのかということを確認しながら作業を進めてまいりたいというふうに考えております。

それから、院外処方につきましては、現在、まだこちらとしてはそういう方向にという議論はいたしておりません。新しい病院におきましても引き続き現在の処方でやっていくということは確認いたしております。

以上です。

○委員長（向後悦世） ほかに。

嶋田茂樹委員。

○委員（嶋田茂樹） 旭中央病院のほうにお伺いします。

私、3月議会でもちょっとお尋ねしたんですけれども、医療費の改定で0.19%くらい上がるというようなことも聞いておりますけれども、今回の医療費の改定によりまして病院のほうがどのような影響を受けているか、影響があったかということが第1点。

それと、前回も、7対1看護について6月から実施する予定だということで、看護師の数が約26名くらいというようなことを3月の定例の委員会の中でお答えしていただいたわけなんですけれども、実際にはどうなっているのか。

それと、地域医療再生基金ですか、去年のちょうど今ごろでしたか、自民党政権の中では、100億円を10か所、そして30億円を70か所というようなことで言われておりましたけれども、民主党の政権になりまして、今回、千葉県に、海匝地域、東総地域に約25億円、山武長生夷隅ですか、これは25億円というような、そういうようなことが新聞で報道されておりますけれども、実際、この東総地域の医療再生基金ですけれども、これが、25億円はどのようにこれから活用されていくのか、その辺、分かりましたらお願いしたいと思います。

○委員長（向後悦世） 病院経理課長。

○病院経理課長（鈴木清武） それでは、まず診療報酬の改定の件についてお答えします。

今回の医療費改定は、10年ぶりの改定ということで、議員のご指摘のとおり、全体ではわずか0.19%の増加になっております。ただ、今回の医療費改定は、急性期医療、産科、小児科等の医療の強化が重点課題ということで、当院はこういったものをすべてやっております、こちらのほうに重点配分というか、追い風という形で報酬が算定されるようになっております。

ただ、こういった中で、じゃ、実際にどういう数字になっているかといいますと、まだ5月分についてはちょっと集計中なもので数字が出ておりませんが、4月分の数字でちょっとお答えします。本年4月の外来の単価、こちらが1万6,932円、昨年の4月が1万6,406円ですので、これで526円ほど増加で、率としては3.2%ぐらい増、それから入院については、本年が5万6,072円、昨年が5万3,009円ですか、3,063円ほど増加で、率で5.8%ぐらい増加しております。実際に、じゃ、医業収益全体ではどうかといいますと、22年4月、こちらが24億3,800万円、昨年が23億4,300万円ということで、前年度比で見ますと9,400万円ほど増加して、率で言いますと約4%ほど増加しております。

○委員長（向後悦世） 病院事務次長。

○病院事務次長（石鍋秀和） それでは、7対1の看護基準に対しての今現在の看護師数のことについてお答えします。

現在、4月に入りまして、看護師総数が785名ということになりまして、7対1の基準看護の今回は申請を行ったということでございます。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） 病院事務部長。

○病院事務部長（渡辺清一） すみません、ばらばらしたお答えで申し訳ありません。

私のほうから、地域再生基金の25億円ということで、使い方といいますか、その辺のお話についてお答えしたいと思います。

今お話しになったとおり、地域医療再生基金、当初の計画からダウンいたしまして、1圏域すべて25億円という形になっておりまして、当香取海匠地域につきましては、当旭中央病院を中核病院といたしまして、地域での医師の確保、それから自治体病院の機能再編、疲弊しているということで、自治体病院の機能再編を図ることによって、地域での再生を図ろうという計画でございます。

具体的にこの25億円の使い道について、県のほうでも、地域でも、市長はじめ、この会議

が開かれるわけですが、その中で具体的に決められていくわけですが、現在のところ予定されておりますのは、主に当院に関係いたしましては、機能強化、それから地域医療支援機能の対策費ということで、具体的には、地域支援医療病床の確保を図るというふうに、がんとかそういった難病対策について、地域病院で受けられないものを旭中央病院に病床を用意するような計画がございます。それから、地域医療支援センターということで、そういう機能を病院に設けまして、大学と連携をして医師の確保を図る。医局機能的なものを病院に設けようということでございます。こうした運営費と病床の確保については、一部改修費もございますけれども、こういった運営を図る費用として、全体で9億円程度、予算を考えているというふうに聞いているところでございます。

その残りにつきましては、全県的なITネットワークの構築、それから大学との協力をして医師確保を図るということで、千葉大ですとか、あと東大とか、そういったところにも人材確保、それから医師、看護師のスキルアップを、そういった費用も見込んで全体として25億円になっているというふうに聞いているところでございます。

以上です。

○委員長（向後悦世） 嶋田茂樹委員。

○委員（嶋田茂樹） ありがとうございます。

7対1看護なんですけれども、4月に785名というような、今、お答えがあったわけなんです、なぜ6月になって、4月からできなかったのか、その辺、もし分かればお願いしたいと思います。

○委員長（向後悦世） 病院事務次長。

○病院事務次長（石鍋秀和） 今、委員のほうから、4月に入った職員がなぜ4月ではないのかというご質問にお答えいたします。

このたびの7対1、あるいはその看護基準なんです、これは入院患者に対して直接看護サービスを提供することが条件となっています。そのために、4月に入りました看護師なんです、入職いたしまして4月の期間は、実務研修を含む2勤勤務と。翌5月は、夜勤を含む実務研修を積んで、その後でしか申請できないということになっておりますので、今回6月となったことだけご了解いただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） いいですか。

ほかに何かお聞きしたい点がありましたら。

木内委員。

- 委員（木内欽市） 先ほど林委員からも質問があったんですが、売店と調剤薬局、この2点についてお聞きします。やはり私はいろいろ一般市民から聞かれるもので、答えなきゃいけないものですから、よろしくお願いします。

先ほど、売店のほうは母子福祉会に相談しながらとお答えになったと思うんですが、相談しながら、場合によってはコンビニが入るということもあるということなんでしょうか。

- 委員長（向後悦世） 病院事務部長。

- 病院事務部長（渡辺清一） こちらとしては、母子福祉会、今までも病院の売店を行っておりますので、当然、母子福祉会に売店を行っていただきたいということでございます。

ただ、具体的に母子福祉会のほうに今お聞きしたいと申し上げたのは、運営方法として、新売店にいったときにどのような形でサービスの向上等を図っていくかとか、そういった具体的な内容についてお伺いをしていきたいということでございます。

- 委員長（向後悦世） 木内委員。

- 委員（木内欽市） じゃ、母子福祉会にそのまま今までどおりやるということで、新しいそのコンビニが入るということではないということでもいいんですか。

- 委員長（向後悦世） 病院事務部長。

- 病院事務部長（渡辺清一） 現時点で、全く母子福祉会を無視して新しい病院にいきなり入れるということはありません。

- 委員長（向後悦世） 木内委員。

- 委員（木内欽市） はい、了解しました。

それとあともう一つ、院外薬局の件なんですが、これは別に私は、病院の経営がよくなることであれば院外薬局でもその状況に応じてはいいと思っていますので、誤解のないようにお願いしたいんですが、たまたま今、どうなるか分かりませんが、菅総理が消費税を10%にすると、5%上がった場合には、今までの薬の利益が、どうなんですか、これ、消えちゃうんじゃないですか。それとも、まだまだ院内でやっても利益は確保できるのか。

- 委員長（向後悦世） 病院事務部長。

- 病院事務部長（渡辺清一） 病院の消費税問題というのは、今、委員ご指摘のとおり、ございまして、本来、消費税については最終消費者が負担をするという形になっているわけですが、この導入の経緯の中で、病院については、病院が最終消費者だという扱いになっておりまして、薬等についても病院が消費税の分を負担していると、こういった実情にござ

います。

現在のところは、その薬価のほうはずっと引き下げられてはおりますけれども、若干の、経営上といたしましては、薬価差益といいますか、その仕入れ等の関係で、病院がやっていれば若干もうけが出ているという状況でございますけれども、今お話がありましたように、消費税の引き上げ等があると、なかなか病院としては経営上は非常に薬を出せば出すほど苦しい実態が出てくるというふうには認識しているところでございます。

○委員長（向後悦世） 木内委員。

○委員（木内欽市） だいたい、計算すれば、今までの薬の利益が幾ら出ていて、それで今度、消費税が5%アップになったらもうかるのかもうからないのか、できると思いますがね。

それとあと、新棟ができて、当初、図面を見せられたら、ちょっと間違っていたらあれなんです、新棟に薬局のスペース、最初からとってないんですよね。そうすると、薬局は今までどおりの所で対応するということでもいいんでしょうね。たしか新棟には薬局のスペース、1階にはないような気がしたんですが。

○委員長（向後悦世） 病院再整備室長。

○病院再整備室長（鍋木友孝） お答えいたします。

今の新棟の計画なんですけれども、薬を作ったり調合したりするというのは、3階部分で作ってというような計画になっております。それで、1階においては、その払い渡しですね、患者さんにお渡しする窓口だけを設けているというふうなことでございます。

以上です。

○委員長（向後悦世） 木内委員。

○委員（木内欽市） 3階に幾らかとってある。そうすると、今まで使っていた薬局のあそこはどうなる。そこは使わないんですか。新棟で全部対応できるんですか。

○委員長（向後悦世） 病院再整備室長。

○病院再整備室長（鍋木友孝） 今までの所というのは、今、2号館のほうに1階に設けておりますけれども、そこは、改修後にリハビリとかそういうふうなことにしていきます。新本館の3階で作っていくというようなことですが、もちろん院内にも院外にも両方対応できるようには数を作っていくというようなことで予定しております。

○委員長（向後悦世） 木内委員。

○委員（木内欽市） よく分かりました。じゃ、3階で作って1階でやると、そうするとあのスペースで足りるということですね。ちょっと素人だったもので、1階のあの薬のスペース

が少ないもので、ああ、これはやっぱりあれかな、将来は院外も見据えてのことかなとちょっと今思ったもので。いろいろこの議論、出てくるとは思います、ひとつ、あつたらずひみんなでもんで、経営形態等を併せて、これからいろいろ社会状況が変わっていくので、どうなるか分かりませんので、よく説明とかもんで、みんなに理解が得られるように、そして誤解のないようにこれから進めていただきたいと思います。

院外は今のところ考えがないということによろしいんでしょうけれども、たまたまというか、たまたまあの周りを通ると、1軒アパートがあって、ちょうど道路沿いのアパートが全部、今、全室空いているんですよ。だから、あれ、これはいよいよアパートの所に何か違う建物でもできるのかなと、そんなふうになんて考えていたもので、それは、偶然、アパートの大家のほうがそこを全部空けたのか分かりませんが、これは消費税も上がるし、もう院外薬局の出たい人らが手を打って、そのアパートのほうを既に押さえたのかなと。それは私の感じですからね、こんなことを言ってみんなに迷惑をかけたらすみませんが、そんなことがある。

そして、いろいろやはり病院は、みんな大きな関心というか、持っていますものですから、何かありましたらぜひ報告なりよろしくお願いして、いろいろな、順調にこれからいくようにということによろしくお願いしたいと思います。分かりました。

○委員長（向後悦世） 景山委員。

○委員（景山岩三郎） 保険年金課長、答弁はいりませんか。

先ほど滝郷診療所、説明がありました。それで、私、区長の時代に、以前、うちのほうの町内にも診療所があったわけですよ。区長時代に、復帰してもらいたいなという声がありまして、区長らみんなして、当時、病院の諸橋先生の所へ行ったことをまだ覚えているんですよ。そのときの話を聞いていて、こういう時代になるよという話を聞いてきました。確かにそのとおりに今なっております。これからも、人口はどうか分かりませんが、少子・高齢化の中で十分議論して、ひとつよろしくお願いいたします。

（発言する人あり）

○委員（景山岩三郎） 国保でやっているわけですので、少子化の中でみんなで検討して、赤字にならないように頑張ってください。

○委員長（向後悦世） 景山委員、お尋ねしたい点だけよろしくお願いいたします。

それでは、特にならぬようでございますので、所管事項の報告を終わります。

請願の審査

- 委員長（向後悦世） 次に、請願の審査を行います。

教育委員会以外は退席してください。

しばらく休憩いたします。11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時10分

- 委員長（向後悦世） 休憩前に引き続き会議を開きます。

去る6月15日の本会議におきまして、本委員会に付託されました請願は、請願第1号、「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択を求める請願、請願第2号、「国における平成23（2011）年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願の2件であります。

初めに、請願第1号について審査に入ります。

紹介議員であります日下昭治議員より説明をお願いいたします。

日下議員、お願いします。

- 紹介議員（日下昭治） 議案審査でお疲れと存じますが、引き続きよろしくお願いしたいと思います。

請願第1号、請願第2号とも、旭市合併以来、あるいはそれ以前から、今回同様の請願として各議会等に上程されて、審議、また採択等をされてきた内容だと、ほとんど大幅には変わっていないかと思えます。請願者、請願団体であります。子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体千葉県連絡会です。連絡会には、多くの団体、あるいは協議会、教員組合等の参加もされているようです。代表者であります会長は、關英昭様です。

なお、詳細については、学校教育課長から補足して説明していただければと思います。私から簡潔にお願いしたいと思います。

請願第1号、「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択を求める請願について、まず説明させていただきます。

義務教育費国庫負担制度につきましては、三位一体改革で2006年度より、それまでの国負担2分の1から3分の1に縮減され、今日に至っていると思います。この制度においても、恒久的なものでなく、昨年の行政刷新会議の事業仕分けでは、義務教育費は全額国庫負担すべきではないかという意見も出されていたとのことです。

そのほかにも、政府において検討されている地域主権戦略大綱策定の中においては、国から地方への補助金を廃止し、地方が自由に使える一括交付金への移行も検討されているようです。現行制度におきましては、35人学級など定員規模を縮小する措置は、都道府県費、自治体裁量権で行われていますが、義務教育費国庫負担制度が廃止された場合においては、義務教育の水準格差、あるいは国民に等しく義務教育を保障するという観点から大きくずれが生じることが危惧されています。また、厳しい地方財政を圧迫することが懸念されます。

以上の点を踏まえまして、また、請願の趣旨をご理解いただき、採択の上、政府、関係機関に意見書を上げていただけるようお願いし、説明に代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（向後悦世） 日下昭治議員の説明は終わりました。

続いて、学校教育課より参考意見がありましたらお願いいたします。

学校教育課長。

○学校教育課長（平野一男） それでは、学校教育課としての参考意見を述べさせていただきますと存じます。

言うまでもなく学校は、子どもたちの勉学に励む場として、また自己実現の図れる場、切磋琢磨できる場として、教員、養護教諭、事務職員、栄養職員等が力を一つにして、児童・生徒の指導と支援に当たっております。そして、21世紀を担う子どもたちの健全育成に寄与しているものと考えております。

しかるに、基幹職員である事務職員でありますとか栄養職員の国庫負担を外し、一般財源化が模索されるなどの情報もあるわけでございます。教職員の安定した確保というのは、子どもたちへのきめ細かな指導も可能になります。また、日下議員からもお話がございましたが、全国どこでも公教育は同じレベルで受けることができる、これが基盤であろうかと思えます。そのための義務教育費国庫負担制度であると考えられると思えます。そういった点からも、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書に記された内容は、大変に重要なものであると考えます。

私どものほうで確認をさせていただきましたところ、昨年、本市と同様に義務教育費国庫

負担制度の堅持に関する意見書を採択した市町村は、県内で47市町村で採択がされておりました。本年度も、ここに意見書を出しております団体、千葉縣市町村教育委員会連絡協議会、それから千葉県都市教育長協議会には、多田教育長もここには参加しております。また、各PTA組織、小学校、中学校、高等学校、そして幼稚園のPTAの連絡協議会、県の組織でございます。それから、県の小学校、中学校、高校の校長会、教頭会、そういった団体等で作る皆さんが、22団体で作る、子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体として、この請願を求めているわけでございますので、ぜひその辺については重く受け止めていただけると大変ありがたく感じるところでございます。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） ありがとうございます。

それでは、審査をお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、続いて、請願第2号について、紹介議員であります日下昭治議員より説明をお願いいたします。

日下昭治議員、お願いします。

○紹介議員（日下昭治） 請願第2号、「国における平成23（2011）年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願について説明させていただきます。

義務教育は、憲法の要請に基づき、子どもたち一人ひとりが国民として必要な基礎的資質を培うものです。教育の水準や機会均等を確保することが国家の基盤になると考えます。

本市においては、学校整備事業、旭市学校いきいきプラン事業の施行など、教育環境、教育活動に多大なる支援をされていますので、子どもたちは、充実された環境整備により、個性を伸ばし、可能性をさらに広める機会となると確信するところです。

しかしながら、社会変化とともに子どもたちを取り巻く環境も変化して、いろいろな問題も山積しています。子どもたちの健全育成、豊かな教育を実現させるためには、教育環境整備は一層進めていく必要があると考えます。

そこで、以下の7点について働きをお願いしたいと思います。

1、子どもたちに、きめ細かな指導をするための公立義務教育諸学校における教職員の定数改善計画を早期に策定すること。

2つ目、少人数学級を実現するための義務教育諸学校における学級編制基準を改善すること。

3つ目、保護者の教育費負担を軽減するために義務教育教科書無償制度を堅持すること。

4つ目、現在の経済状況を鑑み、就学援助にかかわる予算を拡充すること。

5つ目、子どもたちが地域で活動できる総合型地域クラブの育成等、環境・条件を整備すること。

6つ目、危険校舎、老朽校舎の改築やエアコン、洋式トイレ設置等の公立学校施設整備費を充実すること。この点につきましては旭市は随分進んでいるわけですが、各方面いろいろあるかと思しますので、その辺をご理解賜りたいと思います。

7つ目、子どもたちの安全と充実した学習環境を保障するために、基準財政需要額を改善し、地方交付税交付金を増額すること。

以上、請願第1号同様、よろしくお願いいたします。

○委員長（向後悦世） 日下昭治議員の説明は終わりました。

続いて、学校教育課より参考意見がありましたらお願いいたします。

学校教育課長。

○学校教育課長（平野一男） それでは、意見を述べさせていただきたいと存じます。

国における平成23年度教育予算拡充に関する意見書採択を求める請願につきましては、先ほどの請願と同一の団体から出されているものでございます。いわば、県下の各教育関係団体がともに採択を求めています。

少人数できめ細かな指導の確立に向けた学校職員の定数を改善することなどは、子どもたちの学力向上に直結することでもあります。また、現在の経済状況等を考えますと、保護者の教育費負担の軽減に向けての取り組み、就学援助予算の拡充を求めることなどは、とても大切なことと考えます。特に教科書の無償制度は、経済状況からだけでなく、教育を受ける権利が等しく保障されていることから維持していかなければならない制度であろうと考えます。

子どもたちが学ぶ学校施設についても、これらをさらに整備し、安全で安心な学習環境のもとで学ぶことができるよう、教育予算の増額を図ろうと働きかける本請願の趣旨は、とても重要なものと考えます。

先ほどと同様になりますが、昨年度、この義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書は、県下44の市町村で採択されたという調査結果を入手いたしました。本年は昨年を上回る市町村での採択になるという見通しを伺っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） ありがとうございました。

それでは、審査をお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、ここで執行部は退席してください。ご苦労さまでした。

しばらく休憩いたします。

休憩 午前 11 時 23 分

再開 午前 11 時 27 分

○委員長（向後悦世） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き請願の審査を行います。

初めに、請願第 1 号について、ご意見がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、請願第 1 号の審査を終わります。

続いて、請願第 2 号について、ご意見がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、請願第 2 号の審査を終わります。

請願の採決

○委員長（向後悦世） 次に、討論を省略して採決をいたします。

請願第 1 号、「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択を求める請願について、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（向後悦世） 全員賛成。

よって、請願第 1 号は採択と決しました。

請願第 2 号、「国における平成23（2011）年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関す

る請願について、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(向後悦世) 全員賛成。

よって、請願第2号は採択と決しました。

以上で本委員会に付託されました請願の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任をお願いしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(向後悦世) ご異議がないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

意見書案の説明

○委員長(向後悦世) 続きまして、ただいま採択と決しました請願が本会議で採択された場合、意見書提出に伴う発議案を提案することになりますので、事前に準備したいと思います。事務局、意見書案を配布してください。

(意見書案配布)

○委員長(向後悦世) 初めに、請願第1号の意見書案についてご協議をお願いしたいと思います。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局長。

○事務局長(堀江通洋) それでは、請願第1号の意見書案についてご説明いたします。座ったまま説明させていただきます。

お手元に配布してございます義務教育費国庫負担制度堅持に関する意見書案をご覧くださいと思います。

意見書案を朗読して、説明に代えさせていただきます。

義務教育費国庫負担制度堅持に関する意見書(案)

義務教育費国庫負担制度は、憲法上の要請として、教育の機会均等とその水準の維持向上をめざして、子どもたちの経済的、地理的な条件や居住地のいかにかわらず無償で義務

教育を受ける機会を保障し、かつ、一定水準の教育を確保するという国の責務を果たすものである。

政府は、平成21年11月に、行政刷新会議において、義務教育費国庫負担制度を事業仕分けの対象として論議した。また、「地方主権」を確立するため、今夏にも「地域主権戦略大綱（仮称）」を策定するとしている。その中で、国から地方への補助金を廃止し、地方が自由に使える「一括交付金」の検討を開始している。義務教育と社会保障の必要額は確保しているが、義務教育費国庫負担制度についても論議される可能性がある。

義務教育における国と地方の役割等について十分議論がされないまま、地方分権推進の名のもとに、このような検討が現実のものとなると、義務教育の円滑な推進に大きな影響を及ぼすことが憂慮される。また、義務教育費国庫負担制度が廃止された場合、義務教育の水準に格差が生まれることは必至である。

よって、国においては、21世紀の子どもたちの教育に責任を持つとともに、教育水準の維持向上と地方財政の安定を図るため、義務教育費国庫負担制度を堅持するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

あて先は、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣あてでございます。

以上です。

○委員長（向後悦世） 事務局の説明は終わりました。

それでは、ご協議をお願いいたします。

ご意見がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（向後悦世） 特にないようでございますので、請願第1号の義務教育費国庫負担制度堅持に関する意見書は、原案のとおりとすることによろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（向後悦世） 異議ないようでございますので、本意見書は原案のとおり準備を進めたいと思います。

続いて、請願第2号の意見書案についてご協議をお願いしたいと思います。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局長。

○事務局長（堀江通洋） それでは、請願第2号の意見書案についてご説明いたします。座ったまま説明させていただきます。

お手元に配布してございます国における平成23年度教育予算拡充に関する意見書案をご覧ください。

意見書案を朗読して、説明に代えさせていただきます。

国における平成23年度教育予算拡充に関する意見書（案）

教育は、憲法・子どもの権利条約の精神に則り、日本の未来を担う子どもたちを心豊かに教え、育てるという重要な使命を負っている。しかし現在、日本の教育は「いじめ」「不登校」をはじめ、「学級崩壊」、少年による凶悪犯罪、さらには経済不況の中、失業者の増加による授業料の滞納等、様々な深刻な問題を抱えている。

一方、国際化・高度情報化などの社会変化に対応した学校教育の推進や教育環境の整備促進、新学習指導要領への移行による授業時数の増加や小学校における外国語活動の必修等に伴う経費の確保も急務である。

千葉県及び県内各市町村においても、一人ひとりの個性を尊重しながら、生きる力と豊かな人間性の育成をめざしていく必要がある。そのためのさまざまな教育施策の展開には、財政状況の厳しい現状をみれば、国からの財政的な支援等の協力が不可欠である。充実した教育を実現させるためには、子どもたちの教育環境の整備を一層進める必要がある。

そこで、以下の項目を中心に、来年度に向けての予算の充実をしていただきたい。

- ・子どもたちに、きめ細かな指導をするための公立義務教育諸学校における教職員の定数改善計画を早期に策定すること
- ・少人数学級を実現するための義務教育諸学校における学級編制基準を改善すること
- ・保護者の教育費負担を軽減するために義務教育教科書無償制度を堅持すること
- ・現在の経済状況を鑑み、就学援助に関わる予算を拡充すること
- ・子どもたちが地域で活動できる総合型地域クラブの育成等、環境・条件を整備すること
- ・危険校舎、老朽校舎の改築やエアコン、洋式トイレ設置等の公立学校施設整備費を充実すること。
- ・子どもの安全と充実した学習環境を保障するために、基準財政需要額を改善し、地方交付税交付金を増額することなど

国においては、教育が未来への先行投資であり、日本の未来を担う子どもたちに十分な教育を保障することが、国民の共通した使命であることを再認識され、国財政が非常に厳しい状況の中ではあるが、必要な教育予算を確保することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

あて先は、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣あてです。

以上です。

- 委員長（向後悦世） 事務局の説明は終わりました。

それでは、ご協議をお願いいたします。

ご意見がございましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

- 委員長（向後悦世） 特にないようでございますので、請願第2号の国における平成23年度教育予算拡充に関する意見書は、原案のとおりとすることによろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

- 委員長（向後悦世） ご異議ないようでございますので、本意見書は原案のとおり準備を進めたいと思います。

なお、意見書提出に伴う発議案の提出者につきましては、委員長名で議長に提出したいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

陳情の審査

- 委員長（向後悦世） 次に、陳情の審査を行います。

子育て支援課の入室を求めます。

しばらく休憩いたします。そのまま自席でお待ちください。

休憩 午前11時43分

再開 午前11時44分

- 委員長（向後悦世） 休憩前に引き続き会議を開きます。

去る6月15日の本会議におきまして、本委員会に付託されました陳情は、陳情第5号、子ども手当の廃止を求める意見書の提出に関する陳情の1件であります。

それでは、陳情第5号の審査に入ります。

初めに、子育て支援課より参考意見がありましたらお願いいたします。

子育て支援課長。

- 子育て支援課長（林 芳枝） それでは、私のほうから、陳情書に関する参考意見ということで申し上げさせていただきます。

もう皆さんご存じのように、子ども手当は、次の世代を担う子どもの健やかな育ちを支援するということを目的に創設されたものでございまして、手当を受給できるのは、中学校3年生までの児童を養育している父または母、もしくは父母に代わって養育する者ということで、国内に住民登録、旭市においては、旭市に住民登録をしている者ということにされております。児童手当のように所得制限は設けられておりません。

今年度の支給額につきましては、月額が1万3,000円、支給月としては、6月、10月、来年2月の年3回、4か月分ずつということで支給いたします。ちなみに今年の6月は、制度が4月からでございますので、4月、5月の2か月分、10月は6月から9月までの4か月分、2月は10月から来年1月までの4か月分ということで支給をいたします。

旭市の第1回の支給でございますけれども、6月7日に振り込みをいたしました。振り込み日は市町村によって若干変動がありまして、月初め、月半ば、月終わりということで、県内でそれぞればらつきがございます。支給の延べ児童数といたしましては1万5,926人、養育者数としては4,903件ということで、支給額は2億703万8,000円となりました。また、従来の児童手当分として2月、3月分を同時に支給いたしました。この延べ児童数は1万3,087人、養育者数としては4,123件で、支給額は8,547万円でございます。

旭市の今年度の子ども手当の支給総額ということで、10か月分で予算に計上してございますのが、13億円を予定しております。この13億円の財源の内訳といたしましては、国庫負担金が10億6,400万円、県の負担金が1億1,800万円、市も同額で県と同じ1億1,800万円ということでございます。

参考までに、昨年度の児童手当の支給総額を申し上げますと、約5億300万円、財源としては、国庫負担金が2億1,600万円、県負担金が1億4,300万円、市の負担額が、一部事務費が入りますので、1億4,400万円ということになっております。

子ども手当に変わったことによる市の負担といたしましては、今年度は従来の児童手当の負担と変わっておりません。財源的に具体的に申し上げますと、児童手当分5,000円の3分の1を国が負担し、3分の2を県と市が負担して、8,000円上乗せになる分は国が全額負担するということになっております。また、新規対象となった中学生の子ども手当については、国が全額負担するということとしております。

問題となっている外国人の取り扱いなんですけれども、本市においても外国人の方が何名かはいらっしゃるんですが、特に問題となるようなケースは今のところ出てきておりません。ただ、今後、国が、その児童手当の児童の国内居住要件ですとか、それから養育者、父母との同居の要件とかというその厳格な要件を規定していかなければ、末端市町村の窓口での混乱は避けて通れないものではないかなというふうに思っております。

また、もう一つ問題となるのが、子ども手当を受給しながら保育料や給食費等を滞納しているご家庭、その分について、その市町村サイド、今、現状では、市町村がそれを取ってしまうということができませんので、そういったことを直接その市町村が滞納保育料やなんかに充当できるような、そんな仕組みを国が考えていただかなければ、制度そのものの改正を市としては進めていただきたいなというふうに思っております。

以上で参考意見を終了させていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（向後悦世） ありがとうございます。

それでは、審査をお願いいたします。

林七巳委員。

○委員（林 七巳） 1つお尋ねいたします。

当市において、外国人の方で給付に來られた方がいるのか、また、いたら何名くらいいたのかお知らせいただきたいと思います。

○委員長（向後悦世） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（林 芳枝） 外国人、今回6月の支給分については、46件、外国人の方がございました。子どもの数にしては、1人で2人とかという方もいらっしゃいますので、実際、子どもの数でいきますと64人ということです。

（発言する人あり）

○子育て支援課長（林 芳枝） 申し訳ございません、国別はちょっと今把握しておりませんので、その辺、もし……

（発言する人あり）

○子育て支援課長（林 芳枝） はい。

（発言する人なし）

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、ここでしばらく休憩いたします。

執行部は退室してください。ご苦労さまでございました。

休憩 午前 11 時 50 分

再開 午前 11 時 59 分

- 委員長（向後悦世） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き陳情第5号について審査を行います。

ご意見がありましたらお願いいたします。

佐久間茂樹委員。

- 委員（佐久間茂樹） 私は、この陳情を不採択という立場で、ちょっと考えを、意見を述べさせていただきたいと思います。

確かに子ども手当、今年始まったわけですがけれども、私どもも、どうしたら日本の人口減をとめることができるかということで、かねがね同僚議員とも話をしていました。それで、例えば第2子、あるいは第3子に重く手当を支給する方法、第3子に支給を多くすれば、2人はだいたい標準、3人子どもを持たないとある程度増えないのかなと、そういう話を、結構、この話が出る前からいろいろ話をしていました。

ただし、これは、やはり国の人口減というすごい壮大な抑止策の一つのトライアル、視点だと思うんですね、子ども手当がね。実際、まだ始まったばかりです。これそのものを廃止するということではなくて、例えばいろいろ支給方法、国籍を有しない者とか、あるいは、先ほど教育費、あるいは給食費の滞納、その辺の納めなければならない義務を果たしていない人にまで払うとか払わないとか、そういう細かい問題はあるんだろうと思うんですが、子ども手当そのものを廃止するということまでには、多分、そういった陳情まではしなくてもいいのではないかなと、私はそう思います。

そういった意味で、今後、この子ども手当を国のほうでも、予算の問題、いろいろ考えてくれるだろうと思いますので、まだ試行錯誤の状態なのではないのかなと。その段階で、子ども手当そのものまでも廃止しろという陳情は、ちょっとまだ時期尚早かなと、そう思います。そういった意味でこの陳情は、ちょっとまだ時期尚早、今回は私は採択できないと、そう思います。

- 委員長（向後悦世） 特にないようですので、陳情の審査を終わります。

陳情の採決

- 委員長（向後悦世） 次に、討論を省略して採決をいたします。

陳情第5号、子ども手当の廃止を求める意見書の提出に関する陳情について、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 委員長（向後悦世） 賛成者なし。

改めて採決いたします。

不採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 委員長（向後悦世） 全員賛成。

よって、陳情第5号は不採択と決しました。

以上で本委員会に付託されました陳情の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 委員長（向後悦世） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長に一任とさせていただきます。

- 委員長（向後悦世） 以上で審査は全部終了いたしました。

これにて本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午後 零時 4分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会文教福祉常任委員会委員長 向 後 悦 世